

知多市犯罪被害者等支援金制度

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るため、支援金を給付します。

対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為

※令和4年12月23日以降に発生した犯罪被害(過失犯を除く。)に限ります。

支援金の種類・給付額(1件あたり)・給付対象者

① 遺族支援金 30万円

[給付対象]

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族の方で、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、市内に住所がある第1順位遺族の方

② 重傷病支援金 10万円

[給付対象]

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、市内に住所がある重傷病を負った犯罪被害者の方

③ 精神療養支援金 2万5千円

[給付対象]

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、市内に住所がある精神疾患を負った犯罪被害者の方

※給付対象外となる場合

- ・ 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む)がある場合(ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。)
- ・ 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合
- ・ 支援金を給付することが社会通念上適切でないと認められる場合 など

問合せ先

知多市役所 防災危機管理課 ☎0562-36-2638(直通)

◎対象となる可能性がある方は、まずは電話でお問合せください。